

議第19号

平成27年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成27年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間流入下水道量		352,081,000 ^{m³}	
1日平均流入下水道量		962,000	
主要な建設改良事業		千円	
公共下水道建設事業		18,260,000	
下水道機能維持・向上対策		10,345,000	地震対策及び改築更新
浸水対策		4,209,000	雨水幹線の整備等
水環境対策		2,112,000	合流式下水道の改善及び高度処理施設の整備
創エネルギー対策		1,594,000	大規模太陽光発電設備の設置等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公共下水道事業収益	52,714,000千円
第1項 事業収益	44,410,283千円
第2項 事業外収益	8,303,717千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用	48,649,000千円
第1項 事業費用	40,811,783千円

第2項 事業外費用 7,837,217千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,847,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額756,000千円、当年度利益剰余金処分額及び損益勘定留保資金22,091,000千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 公共下水道事業資本的収入	22,524,401千円
第1項 企業債	14,878,000千円
第2項 出資金	2,289,839千円
第3項 国庫補助金	5,054,190千円
第4項 工事負担金	229,015千円
第5項 その他資本的収入	73,357千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的収入	18,599千円
第1項 貸付金回収金	8,999千円
第2項 他会計借入金	9,600千円
合 計	22,543,000千円

支 出

第1款 公共下水道事業資本的支出	45,371,401千円
第1項 建設改良費	19,256,759千円
第2項 企業債償還金	26,114,642千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的支出	18,599千円
第1項 貸付金	14,769千円
第2項 他会計借入金償還金	3,830千円
合 計	45,390,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道建設事業	平成28年度から平成30年度まで	千円 18,000,000
施設運転管理等業務	平成28年度及び平成29年度	484,000

(企業債)

第6条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設事業費	千円 9,294,000	証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)又 は消費貸借 の方法によ る。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
流域下水道建設分担金	350,000			
計	9,644,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は，13,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち3,171,964千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金	3,171,964千円
-------	-------------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,000千円と定める。

平成27年2月20日提出

京都市長 門川大作